

外国製直接製品（FDP）ルール  
～エンティティリスト（§ 736.2(b)(3)(iv)及び§ 744 付則 4）～  
関連（2021 年 10 月 28 更新）

（この文書は改正を対象としているので、アップデートのため、頻繁に過去に遡ってチェックしてください。）

## 全般的なトピック

Q1：輸出管理規則（EAR）§ 736.2(b)(3) の一般禁止事項 3 に対して行われた 2020 年 8 月の外国製直接製品ルール（FDP ルール）85 FR51596（2020 年 8 月 20 日）（2020 年 8 月 17 日施行）により輸出許可要求事項はどのように変更されましたか？

A1：EAR § 744 付則 4 の脚注 1 で規定された輸出許可要求事項は、改正後は以下の点に基づきます：

- (1) 外国製の品目であるか否か：
  - (i) EAR 対象の“ソフトウェア”若しくは“技術”の直接製品であって、指定された輸出規制分類番号（ECCN）の一つに番号分類されるか；又は
  - (ii) 米国外に所在するプラント若しくはプラントの主要な構成装置により製造されたもの（そのプラント若しくはプラントの主要な構成装置自体が、米国原産の“技術”若しくは“ソフトウェア”の直接製品であって、指定された ECCN の一つに番号分類される場合に限る）；かつ
- (2) 以下の認識がある：
  - (i) 米国外で製造された品目が、脚注 1 で指定された事業者により製造、購入、若しくは注文された“部品”、“部分品”、若しくは“装置”に組み込まれるか、それらの“製造”若しくは“開発”に用いられる；又は
  - (ii) 脚注 1 で指定された事業者が、米国外で製造された品目に関与する取引当事者（例えば、“購入者”、“中間荷受人”、“最終荷受人”、若しくは“最終需要者”である。

Q2：2020 年 8 月の FDP ルールは、米国外の企業に適用されますか？

A2：はい、適用されます。このルールの適用範囲には米国企業及び米国外企業が含まれます。このルールは、FDP ルールの対象となる米国外で製造された品目に輸出許可要求事項を課しています。

Q3：FDP ルールの基準に合致する品目に対する輸出許可審査方針は変更されましたか？

A3：はい、変更されました。EAR § 744 付則 4 の脚注 1 で規制される米国外で製造された品目であって、5G レベル未満（例えば、3G、4G 等）のみで通信システム、通信装置及び通信機器の“開発”又は“製造”をサポートできるものに対する輸出許可申請書は、ケースバイケースで審査されます。それ以外のすべての輸出許可申請書は、脚注 1 で指定された各事業者のエンティテ

ィリストの輸出許可要求事項欄の輸出許可審査方針（原則不許可）を用いて審査されます。

## 品目の種類

Q1：FDP ルールは、半導体のみを対象としていますか？

A1：いいえ、このルールは、EAR § 付則 4 の脚注 1 の基準を満たす品目に適用されます。

Q2：FDP ルールは、EAR の対象でない非米国原産の技術又はソフトウェアの直接製品である米国外で製造された EAR99 の品目を取り込みますか？

A2：これらの米国外で製造された品目は、(b)項の適用範囲に入る可能性があります。EAR § 付則 4 の脚注 1 の(b)項は、(b)項で規定される装置により“製造”された品目に適用されます。従って、(b)項の対象となる装置（試験装置を含む）が米国外で製造された品目を製造するのに用いられる場合、その品目は対象となります。

Q3：FDP ルールは、ウエハー（完成されたもの又は切断されていないもの）に適用されますか？

A3：はい、適用されます。完成されたウエハー及び切断されていないウエハーの双方に適用されます。

Q4：集積回路完成品又は集積回路完成品を組み込んだ高水準の組立品が脚注 1 で指定された事業者が米国外から輸出されたり、再輸出又は移転される場合、ウエハーは EAR の対象となりますか？

A4：そのウエハーが § 744 付則 4 の脚注 1 の(a)又は(b)項の基準に合致し、かつ、脚注 1 で指定された事業者が、そのウエハーを組み込んだ集積回路完成品又は高水準の組立品に関する取引当事者であることをウエハーの製造業者が“知っている”場合、そのウエハーを米国外から集積回路メーカーに輸出するのに輸出許可が必要になります。ウエハーメーカー又は集積回路のメーカーのいずれかが輸出許可を申請することができます（下記の Q17 から Q21 参照）。

Q5：製造工程中の品目（ウエハー、集積回路完成品、又は集積回路完成品を組み込んでいる高水準の組立品を含む）が脚注 1 で指定される事業者が再輸出又は移転されない場合（すなわち、すべての生産作業が脚注 1 で指定されない事業者により処理され、いかなる品目も脚注 1 で指定される事業者へ送付されない場合）、そのウエハーの輸出許可が必要になるでしょうか？

A5：はい、(a)項又は(b)項の基準に合致する FDP であり、かつ、脚注 1 で指定された事業者（必ずしも最終需要者又は最終荷受人とは限らない）が他の取引当事者（例えば、“購入者”、“中間荷受人”又はその他の当事者として）であるという理由で、そのウエハーは輸出許可要求事項の対象

となる可能性があります。

## 以前の輸出許可

Q1：保留条項を除いて、2020年8月のFDPルールの施行前に合法的に輸出された品目のサービス又は修理に輸出許可が必要ですか？

A1：FDPルールは、そのような取引に輸出許可を要求していません、しかし取引当事者は、脚注1で指定された事業者における装置用の交換部品等の取引に輸出許可が必要か否かについて確定するため、EARの他の条項を調べる必要があります（EAR § 744 付則4参照）。

## プラント/主要な構成装置

Q1：PDFルールにおける“プラント”の定義は、ウエハー工場又は外部委託半導体組立試験施設（OSATs）に限られますか？

A1：いいえ、限定されません。(b)項で規定される装置により生産されたウエハー及び半導体は、FDPルールにより明確に対象とされますが、(b)項は上記の装置で製造される米国外で製造された“品目”に言及しています。

Q2：どのようなバックエンドアセンブリ、試験・検査装置が半導体製品の“製造”にとって不可欠であり、ゆえに“プラントの主要な構成装置”とみなされますか？BISは、“不可欠”であるとみなされる特定の種類の装置のリストを提供していますか？

A2：§ 744 付則4の脚注1の(b)項の注1では、当該品目の“製造”にとって“不可欠”である装置（試験装置を含む）と規定しています。EAR § 772.1で定義される用語“製造”には、あらゆる製造段階に必要な装置が含まれています。品目を製造する当事者は、不可欠であるか否かを確定するために製造段階における装置の機能を調べなければなりません。BISは、装置のリストを提供する立場にはありません。

## デミニミス

Q1：FDPルールに基づいてEARの対象となる部品が、より大きな米国外の製品に組み込まれている場合、そのより大きな品目はEARの対象になりますか？

A1：FDPルールに基づいてEARの対象となる部品の組み込みが、必ずしもより大きな外国製品をEARの対象にさせることはありませんが、そのより大きな品目は、EAR § 736.2(b)(3)の他の直接製品条項又はEAR § 734.4のデミニミスルールの対象となるか否かを確定するため、評価されなければなりません。

## サプライチェーン

Q1：A社はB社にFDPルールの対象となる品目を販売しています。B社は、FDPルールの対象ではない製品（又は別途EARの対象となる製品）に、A社の品目を一定の割合で組み込みます。

A社は、B社のいくつかの製品が脚注1で指定された事業者を仕向先とすることを知っています。FDPルールは、A社に対して輸出許可要求事項を課しますか？

A1a：A社が、その品目が脚注1で指定された事業者の販売されることになるB社の製品に組み込むことになっていることを知っている場合、B社へのそれらの品目の米国外からの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には輸出許可が必要です。

A1B：A社の一定の割合の品目が、脚注1で指定された事業者の販売されることになるB社の製品に組み込むことになっている場合、B社への一定の割合の当該品目の米国外からの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には輸出許可が必要です。

A1C：B社に販売される一定の割合の品目が脚注1で指定された事業者の販売されることを知っているが、どの品目が、又は何%の品目がこれらの製品に組み込まれることになるかわからない場合、A社はB社からその情報を求めなければなりません。B社から情報が提供されない場合、B社への米国外から輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）されるA社のすべての品目について輸出許可が必要になります。

Q2：米国企業の集積回路が、米国内で設計され、米国外のサードパーティの請負会社で製造され、組み立てられています。その米国企業は、外国のサードパーティの請負会社（すなわち、半導体製造工場及び外部委託の半導体後工程の組立&テスト（OSAT）組立施設）が、集積回路の製造・組立において米国原産の装置を使用していることを理解しています。脚注1で指定される事業者が取引当事者である場合、その集積回路は、米国外で製造された直接製品の対象となるでしょうか？

A2：はい、2つの点で対象となります。それらが米国原産の技術を用いて設計されたので、その集積回路はFDPルールの(a)項により捉えられます。さらに、それらが米国原産の技術若しくはソフトウェアの直接製品であるプラントの主要な構成装置を使用して生産されたので、その集積回路はFDPルールの(b)項により捉えられます。この質問でいうところにおいて、BISは、その技術及び主要な構成装置がFDPルールでリストされるECCNの一つで指定されると想定しています。（訳者注：朱書部分原文を補足するため朱記部分を追加しました。）

Q3：FDPルールは、米国からFDPルールの対象となる品目を製造する当事者への輸出に対して輸出許可要求事項が課せられますか？

A3：いいえ、FDP ルールは米国外で製造された品目に適用されます。しかし、EAR の他の条項が、米国からの品目の輸出に輸出許可要求事項を課している場合があります。

Q4：X 社は製品 Y を生産しています。製品 Y は(i) 米国内にない；(ii) 米国原産品でない；(iii) 適用されるデミニミスの閾値を超える規制される米国原産の貨物又はソフトウェアを組み込んでいない；そして(iv) 国家安全保障理由で規制される米国原産の技術又はソフトウェアの直接製品でない。その結果、X 社は製品 Y が EAR の対象であるとは考えていません。しかし、X 社は、製品 Y が、部分品メーカーによれば、EAR § 744 付則 4 の脚注 1（“脚注 1”）の(a)項又は(b)項のいずれかで FDP ルールの対象となる多様な種類の外国製の部分品を組み込んでいることを知っています。X 社は脚注 1 で指定された事業者に製品 Y を送ろうとしています。X 社は、その部分品を組み込むことを正当化する輸出許可を取得したことを確認することなく進めることができるでしょうか？

A4：X 社は輸出許可を受けるか、脚注 1 で EAR の対象となる外国製の部分品のメーカーにより輸出許可が取得されたことを確認しなければなりません。それ（外国製の直接製品）が、脚注 1 で指定された事業者により製造、購入、若しくは注文された“部品”、“部分品”、若しくは“装置”の“製造”若しくは“開発”で組み込まれるか、使用される“認識”がある場合、又は脚注 1 の事業者が取引当事者である場合、米国外で製造された直接製品（すなわち、当該部分品）の米国外からの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して EAR は輸出許可要求事項を課しています。

この回答、特にサプライチェーンにおける輸出許可要求事項を記載するサプライチェーンの FAQ#1 は、以前の BIS のガイダンスにのっとったものです。

X 社による次のいずれかの不履行は、結果として一般禁止事項 10 に影響を与えます：(1) 脚注 1 で指定された事業者を仕向先とする品目に、X 社により組み込まれている、或いは X 社の指示によりサードパーティにより組み込まれている脚注 1 の EAR の対象となる部分品の、米国外からの輸出、再輸出、若しくは移転（国内における移転）について当該部分品の供給業者が輸出許可を取得していることの確認；又は(2) 部分品の供給業者から X 社への脚注 1 で EAR の対象となる部分品の米国外からの輸出、再輸出、若しくは移転（国内における移転）について輸出許可の取得。一般禁止事項 10 は、違反が起きたか或いはまさに起ころうとしていることを知りながら取引を進めることを禁止しています。§ 736.2(b)(10)及び§ 764.2(e)を参照しなさい。特に、適用できる輸出許可がなければ、或いは脚注 1 の事業者が取引当事者である場合には許可がなければ、X 社又は X 社の下請け業者は、脚注 1 の事業者により製造、購入、若しくは注文された“部品”、“部分品”、又は“装置”の“製造”又は“開発”に組み込むための部分品又はこれらに使用するための部分品を、“全体又は一部であっても、販売、移転、輸出、再輸出、融資、注文、購入、移転、隠匿、保管、使用、貸与、廃棄、輸送、配送又はその他の役務を行うことはできません”。EAR § 736.2(b)(10)及び§ 764.2(e)を参照しなさい。

## 従前の輸出許可

Q1：供給業者が、エンティティリストで脚注 1 の指定がされた事業者に再輸出、米国外からの輸出、又は移転（国内における移転）が行われる FDP に対して輸出許可を取得し、その品目が FDP ルールの対象であって、EAR § 744 付則 4 の脚注 1 に基づいて輸出許可が必要であることを受取人に通知している場合、その受取人は、脚注 1 で指定された事業者に、直接その品目を移転するか、次の受取人による移転をカバーするために、自身の輸出許可申請書を提出する必要があるでしょうか？

A1：この受取人は、供給業者の輸出許可に依存することができます。受取人は、その輸出許可を使用する前に、輸出許可及びその取引に関する条件の確認書を受け取らなければなりません。受取人は、次の受取人に輸出許可条件を通知するとともに、更なる後続の受取人に通知するよう彼らに指示しなければなりません。

Q2：供給業者が、移転されている品目が FDP ルールの対象であって、EAR § 744 付則 4 の脚注 1 のもとに輸出許可が必要なことを生産チェーンの次の受取人に通知したが、供給業者が、受取人及び最終需要者へのその品目の移転について輸出許可をすでに取得したことを、受取人に報告しなかった場合、受取人は、その品目を最終需要者に移転するのに、又は直接若しくは次の受取人により脚注 1 で指定された事業者に移転するのに、商務省に輸出許可申請を提出する必要があるでしょうか？

A2：はい、提出する必要があります。受取人は、上記の移転について商務省の輸出許可を取得しなければなりません。輸出許可が与えられた場合、受取人は次の受取人及び脚注 1 で指定された事業者にあらゆる輸出許可条件を通知しなければなりません。

Q3：供給業者が次の受取人に当該品目が FDP の脚注 1 により対象とされることを通知しないが、当該品目が脚注 1 の(1)項及び(2)項により対象とされることを受取人が知っている場合、当該品目の脚注 1 で指定される事業者への直接的な移転又は次の受取人による移転について商務省の輸出許可が必要ですか？

A3：はい、必要です。受取人が、当該品目が EAR § 744 付則 4 の脚注 1 の対象となる認識（認識の用語は EAR で定義されている）がある場合、受取人は商務省の輸出許可がなければ当該品目を移転してはなりません。

Q4：この質問は(b)項の適用範囲にある汎用の製品であって、さらなる処理のために米国外の多くの顧客に出荷しているものに適用されます。脚注 1 で指定される事業者により注文されたが、2020年8月のFDPルールの施行前に出荷されなかった製品について、メーカーは製造工程の一部である異なる拠点にその製品を出荷するのに輸出許可を取得しなければなりませんか？完成の何らかの段階にある製品について、注文が脚注 1 で指定された事業者から入ってくる場合、その製品の移動は輸出許可が取得されるまで止めなければならぬことを意味するのでしょうか？

A4：品目がFDP ルールの保留条項により対象とされなかった場合、さらなる処理のための一人の当事者から他の当事者への当該品目の米国外からの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には、製造の段階にかかわらず、輸出許可が必要になるでしょう。

Q5：流通業者が脚注 1 で指定される事業者に製品を供給するための輸出許可を有している場合、サプライヤーは、流通業者への我々の製品のその再輸出又は移転をカバーする別個の輸出許可を取得する必要があるのでしょうか？

A5：その流通業者が脚注 1 で指定される事業者に最終製品を供給するための輸出許可を有しているので、FDP ルールの輸出許可要求事項は履行されており、そのサプライヤーには適用されません。その流通業者は、製品のサプライヤーに輸出許可の存在を知らせなければなりませんし、そのサプライヤーは輸出許可及びその条件の確認書を受け取らなければなりません。

## 輸出管理方針

Q1：BIS が、FDP ルールの対象となる装置の製造に対して輸出許可申請を承認した場合、その装置の修理のための以降の交換部品及び交換部分品に対する輸出許可は承認されますか？

A1：装置の当初の輸出に対する輸出許可申請において、十分な数量の部品及びスペアを請求しなければなりません。さらに、その取引が許可例外の他のすべての要件を満たしている場合、エンティティリストにリストされていない事業者への部品及び部分品の交換に対して許可例外：部品及び装置のサービス及び交換（RPL）が適用できる可能性があります。エンティティリストの各事業者のリストについては EAR § 744 付則 4 を、許可例外及びそれらの適用範囲の記載については EAR § 740 を参照しなさい。§ 744.11 (a) に基づき、許可例外はエンティティリストにリストされた事業者には使用できないことに注意しなさい（ただし、取引当事者である事業者に対するエンティティリストのエントリーで是認されている場合を除きます）。許可例外 RPL が取引に使用できない場合、当初輸出された装置のスペアパーツ及び部分品の以降の申請は、以降の申請が行われる時点で実施されている輸出許可審査方針のもとに審査されます。

Q2：通信に関連のない品目についての輸出許可申請は、ケースバイケースで審査されますか、それとも原則不許可になりますか？

A2：原則不許可の輸出許可方針は EAR § 744 付則 4 の脚注 1 で対象とするすべての取引に適用されます（ただし、“脚注 1 の序説の注”で規定されている場合を除きます）。

Q3：リストされている事業者は、最終荷受人又は最終需要者を仕向先とする EAR 対象品目の私の船荷を輸送する購入者又は輸送業者として活動できますか？

A3：エンティティリストに掲載された事業者が § 748.5(c) から (f) で規定される取引当事者であ

る場合、EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には、§ 744.11(a)で規定するところにより、取引の前に BIS の輸出許可が必要です。この取引当事者には購入者、中間荷受人（運送代理店等）、最終荷受人、及び最終需要者が含まれます。そのような輸出許可申請はエンティティリストにリストされた事業者に関連する輸出許可審査方針に従って審査されます。この審査は、通常、原則不許可となります。EAR の対象とならない活動（例えば、サービス）を行うリストされている事業者が他の米国政府機関により規制される制裁又は制限事項に違反していないことを確認するため、米国政府により維持されている他の輸出スクリーニングリストについても調べることを BIS はお勧めします。

Q4：リストされている事業者は EAR 対象品目について私の会社の購買代理業者として活動することができますか？

A4：このような取引を行う前に BIS の輸出許可が必要です。§ 744.11(a)で規定するところにより、エンティティリストに掲載された事業者が § 748.5(c)から(f)で規定される取引当事者である場合、EAR 対象品目の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）には、輸出許可が必要です。この取引当事者には購入者、中間荷受人（運送代理店等）、最終荷受人、及び最終需要者が含まれます。そのような輸出許可申請はエンティティリストにリストされた事業者に関連する輸出許可審査方針に従って審査されます。この審査は、通常、原則不許可となります。EAR の対象とならない活動（例えば、サービス）を行うリストされている事業者が他の米国政府機関により規制される制裁又は制限事項に違反していないことを確認するため、米国政府により維持されている他の輸出スクリーニングリストについても調べることを BIS はお勧めします。

## 品目特有の質問

Q1：FDP ルールは、カメラ、スクリーン、及びイヤフォンの供給業者に適用されますか？  
カメラ、スクリーン、及びイヤフォンの製品は EAR 対象のチップを組み込まれたかもしれません。

A1：FDP ルールにおける輸出許可要求事項は、EAR § 744 付則 4 の脚注 1 の基準を満たす品目に適用されます。それらの品目が脚注 1 が付された事業者が仕向先であることを“知っていた”場合、それらの製品の ECCN を確定する必要があるでしょう。

Q2：携帯電話を製造する場合であって、その製品設計段階において米国原産のソフトウェアのみが使用される場合、その携帯電話は外国製の直接製品となり、EAR の対象となりますか？

A2：直接製品とは、米国原産のソフトウェアが作り出すものです。殆んどの場合、米国原産のソフトウェアの直接製品は製品設計であって、FDP ルールの(a)項の対象となる可能性があります。さらに、その携帯電話は、EAR § 734.4 のデミニミスルール又は EAR § 736.2(b)(3)の外国製の直接製品ルール以外の条項のいずれかの対象となる可能性があります。



Q3： ECCN 3B991 及び 3B992 に番号分類される装置がエンティティリストで脚注 1 が付せられた事業者により生み出された設計の直接製品であるチップを試験するために使用される場合、EAR § 744 付則 4 の(b)項が適用されるでしょうか？ECCN 3B991 及び 3B992 は、FDP ルールの(b)項の ECCN で明確には挙げられていませんが、3B991 又は 3B992 の米国原産の装置は、その他のすべての基準が満たされていると仮定すれば、3D991 のソフトウェア及び／又は 3E991 の技術の直接製品になります。

A3： 3B991／3B992 の装置は、CCL の ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001、又は 5E991 の直接製品です。従って、FDP 輸出許可要求事項は、以下の“認識”がある場合、米国原産の 3B991／3B992 の装置（米国内で作られたものか米国外で作られたものかを問わない）で検査された FDP に適用されるでしょう：

(1) 米国外で製造された品目が、エンティティリスト（EAR § 744 付則 4）の輸出許可要求事項欄で脚注 1 の指定がある事業者により購入、注文若しくは作り出された何らかの” 部品”、” 部分品”、若しくは” 装置” に組み込まれるか、それらの” 製造” 若しくは” 開発” に用いられる；又は

(2) エンティティリストの輸出許可要求事項欄で脚注 1 の指定がある事業者が、米国外で製造された品目に関わる取引当事者（例えば、” 購入者”、” 中間荷受人”、” 最終荷受人”、若しくは” 最終需要者”）である。

## 保留条項

Q1： 脚注 1 の(b)項に合致する外国製の品目は、2020 年 8 月 17 日（2020 年 8 月の FDP ルールの施行日）以前に“製造”されたものです。その品目は、2020 年 9 月 14 日以前に制裁を受けていないサードパーティに米国外から輸出されました。そのサードパーティは、EAR で規制される技術又は製造装置を使用することなく、“製造”の定義に合致する追加の行為を行い、その後 2020 年 9 月日以降に脚注 1 の指定がされたエンティティリストの当事者に、完成品として“製造”された品目を輸出します。当初の外国製の輸出される品目は(b)項の適用範囲に適合していますが、これ以降の“製造”行為は、EAR に対象の規制される技術又はソフトウェアの直接製品であって、(b)項で対処となるプラント又はプラントの主要な構成装置の使用を含んでいません。2020 年 9 月日以降のサードパーティからの輸出には輸出許可が必要でしょうか？

A1：EAR § 744 付則 4 の脚注 1 の(b)項で特定される米国外で製造された品目であって、2020 年 8 月 17 日以前に製造が始められたものの出荷は、2020 年 9 月 14 日以前に輸出、再輸出又は移転（国内における移転）が行われた場合、それ以降の製造行為にかかわらず、該当する場合、EAR の対象ではないものとして、或いは以前の許可例外の適格性に基づいて、或いは輸出許可不要のもとに進めることができます。